

ため池遠隔監視システム導入業務について、委託業者を選定するため、プロポーザルを実施することとしたので、参加を希望する者は手続を行ってください。

2025 年（令和 7 年）6 月 24 日

福山市長 枝 広 直 幹
（建設局土木部農林整備課）

1 概要

- (1) 業務名 ため池遠隔監視システム導入業務
- (2) 業務場所 福山市内
- (3) 業務内容 水位計、監視カメラ等の設置及びため池遠隔監視システムの構築
- (4) 履行期間 契約締結の日から 2026 年（令和 8 年）3 月 31 日まで

2 委託費

委託費の上限は、61,000,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。

ただし、この金額は、本件プロポーザル実施に係る企画提案書を作成する上での設定金額であり、契約を約束するものではない。

参考：水位計設置	37 箇所	1 箇所当り	1,000,000 円
水位計及び監視カメラ設置	15 箇所	1 箇所当り	1,300,000 円
水位計、監視カメラ及び傾度計設置	1 箇所	1 箇所当り	2,000,000 円
ため池遠隔監視システム構築	1 式		2,500,000 円

3 参加資格

本件プロポーザルに参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てを行っている者（再生手続開始又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (3) この公告の日から契約締結の日までの間のいずれの日においても、福山市の指名除外措置若しくは指名留保措置又は入札参加資格の取消しを受けていない者であること。
- (4) 福山市に納付すべき市税の滞納がない者であること。
- (5) 国に納付すべき消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。

- (6) 地方公共団体が発注し、2020 年度（令和 2 年度）以降に完了した次のいずれかの業務実績があること。又は、地方公共団体に対し、2020 年度（令和 2 年度）以降に、ため池遠隔監視システムの実証実験を行った実績があること。

ア 水位計若しくは監視カメラを納品又は設置する業務

イ 水位を監視するシステムの構築または導入業務

- (7) 福山市暴力団排除条例(平成 24 年条例第 10 号)第 2 条第 1 号から同条第 3 号までの規定に該当しない者であること。

4 評価基準・評価項目

別紙、受注候補者選定評価基準のとおり

5 受注候補者の特定

ため池遠隔監視システム導入業務事業者評価委員会（以下「評価委員会」という。）の評価が高い順に、市長が本業務の受注候補者 1 者、次順位者 4 者を特定します。

6 参加申込の手続等

(1) 担当課

福山市建設局土木部農林整備課

住所：720-8501 広島県福山市東桜町 3 番 5 号（福山市役所本庁舎 10 階）

電話：084-928-1036（直通）

FAX：084-922-3343

メールアドレス：nourin-seibi@city.fukuyama.hiroshima.jp

(2) 選考スケジュール

公 告	2025 年（令和 7 年）6 月 24 日（火）
実施要領等の配付期間	2025 年（令和 7 年）6 月 24 日（火）から 同年 7 月 2 日（水）まで
質問書受付期間	2025 年（令和 7 年）6 月 24 日（火）から 同年 7 月 2 日（水）午後 5 時まで
質問書に対する回答期限・回答方法	2025 年（令和 7 年）7 月 4 日（金）までに 市ホームページに掲載します。
参加申込書の受付期間	2025 年（令和 7 年）6 月 24 日（火）から 同年 7 月 8 日（火）午後 5 時まで
企画提案書の提出者の選定通知	2025 年（令和 7 年）7 月 11 日（金）
企画提案書の受付期間	2025 年（令和 7 年）7 月 11 日（金）から 同月 22 日（火）午後 5 時まで
第一次審査の結果通知	2025 年（令和 7 年）7 月 29 日（火）
プレゼンテーションの実施	2025 年（令和 7 年）8 月 5 日（火）
評価結果・選定結果の通知	2025 年（令和 7 年）8 月 12 日（火）

(3) 実施要領等の配付期間及び配付場所

ア 配付期間

2025 年（令和 7 年）6 月 24 日（火）から同年 7 月 2 日（水）

イ 配付場所

(1)に同じ。

※ 福山市ホームページ内農林整備課のページからもダウンロードできます。

<https://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/soshiki/norinseibi/>

(4) 参加申込書又は企画提案書の提案者が 1 者のみ又はいない場合の取扱い

- ・参加申込書又は企画提案書の提案者がいない場合は、本件プロポーザルを取り止めます。
- ・参加申込書又は企画提案書の提案者が 1 者のみの場合は、当該 1 者について、参加資格を確認し、参加資格を有する場合は、評価委員会において受注候補者としての適否を審査します。

(5) 評価点が同点になった場合の取扱い

評価委員会による評価の結果、同点になった場合は、地方自治法施行令第 167 条の 9 に準じ、くじにより受注候補者を決定します。

7 契約の締結

- (1) 本業務の契約は、評価委員会を経て市長が特定した受注候補者と業務内容について協議等を行って仕様書の内容を確定した後に、見積合せの上、契約を締結するものとします。
- (2) 市長が特定した受注候補者と契約が締結できなかった場合又は失格条件に該当すると認められた場合には、次点の提案者と契約交渉を行うものとします。

8 失格条件

次に掲げるいずれかに該当した場合は、失格とする。

- (1) 提出書類が提出期限を過ぎて提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 2 の委託費を超えた見積書を提出した場合
- (4) 評価及び審査の公平性を害する行為があったと市長が認めた場合
- (5) 実施要領の内容に違反すると市長が認めた場合
- (6) その他市の指示に違反する場合

9 その他

詳細は、ため池遠隔監視システム導入業務に関するプロポーザル実施要領に定めるところによる。